

低圧電気取扱業務特別教育のご案内

労働安全衛生法第59条第3項では、低圧電気の取扱業務に労働者を従事させるものを対象として、特別教育の受講が義務付けられています。

なお、低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても労働災害防止に関する事項が、労働安全衛生法を満たしていないため、特別教育を受講したとみなす上位の資格とはなりません。そのためには、厚生労働省の特別教育の修了が必要となります。

1 講習年月日 令和7年8月5日（火）

2 会場 県立久留米高等技術専門校内人材開発センター
住所 久留米市合川町1786-2 TEL 0942-30-0560

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
会員	8,800	770	9,570
非会員	11,300	770	12,070

4 申込必要書類 ①申込書
②記載事項確認書類
自動車運転免許証、マイナンバーカード、6カ月以内の住民票、在留カード等いずれかのコピー

5 申込方法 申込必要書類をそろえて久留米労働基準協会へFAX、郵送又はご持参ください。

6 振込先 受講料は、下記口座へ1週間前までにお振込ください。
振込手数料は、受講者負担でお願いします。
筑邦銀行 国道通支店 普通口座 1533709
口座名 久留米労働基準協会

7 定員 40名

8 申込締切日 講習の2週間前

9 受講票 講習日の2週間前位にFAXいたします。FAXない方は郵送いたします。
講習1週間前になっても届かない場合は、必ずご連絡ください。

講習内容及び 予定時間	講習内容	予定時間
学科	低圧の電気に関する基礎知識、低圧の電気設備に関する基礎知識、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法、関係法令	8:50～18:20
実技	開閉器の操作	

11 その他 詳細については、「安全衛生及び特別教育等の申込について」をご確認ください。

12 お問合せ
お申込先 久留米労働基準協会
住所 久留米市篠山町6-381-1
TEL 0942-34-5531 FAX 0942-35-2602
E-mail k-rouki@galaxy.ocn.ne.jp